

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （国庫負担割合の特例に係る養護特別支援学校） 2 法附則第三項の政令で定める養護特別支援学校は、新たに設置する養護特別支援学校及び学級数を増加する養護特別支援学校でその建物の建築が設置年度（学級数を増加するものにあつては、学級数を増加する年度。以下この項において同じ。）前<u>三</u>年度内の各年度又は設置年度以後<u>四</u>年度内の各年度に行われるものとする。</p>	<p>附則 （国庫負担割合の特例に係る養護特別支援学校） 2 法附則第三項の政令で定める養護特別支援学校は、新たに設置する養護特別支援学校及び学級数を増加する養護特別支援学校でその建物の建築が設置年度（学級数を増加するものにあつては、学級数を増加する年度。以下この項において同じ。）の<u>前々</u>年度から設置年度後<u>三</u>年度目の年度までの間に行われるものとする。</p>